# 総務課介護保険指導室

# 平成29年3月10日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋

### 1 都道府県による市町村の指導監督業務に関する支援の推進について

都道府県においては、指定都市及び中核市を除く市町村等(以下「一般市町村等」という。)が行う地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等に関する事務指導業務を実施していただいているところであるが、一般市町村等における指導監督業務等については、地域密着型通所介護の創設、都道府県からの居宅介護支援に関する指定権限の移譲などに伴い、一層その重要性が増しているところである。

一方、当室で実施した、一部の一般市町村等を対象に指導監督業務に関する事務ヒア リングや、当該市町村等との合同による地域密着型サービス事業所等に対する実地指導 の中で、基本的な指導監督体制が整っていない自治体も見受けられるなど、自治体ごと の体制整備等に格差があることが推察された。

こうした状況を踏まえ、一般市町村等における指導監督業務の増大に対する支援を推進する観点から、上記の事務指導業務に加え、以下の点にご留意願いたい。

# (1) 市町村で実施される居宅介護支援事業所に対する指導監督業務等の支援について

平成30年度から居宅介護支援に対する指定権限が一般市町村等に移譲されることを踏まえ、都道府県においては、実地指導への市町村職員の同行、市町村職員向け研修・説明会の実施などにより、指導監督業務等の資質向上及び円滑な事務引き継ぎに向けた取組みを精力的に行っていただきたい。

## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)における指導監督について

平成29年度からは、全ての市町村等において、総合事業の指導監督業務を実施することとなったため、都道府県においては、管内の一般市町村等が行う指導監督の支援に努めていただくようお願いする。

# 2 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

制度創設以来、居宅サービス事業者が増加し続けていることに加え、昨今、集合住宅併設型などの形態の事業者の参入が多く見られることから、指導監督手法の多様性が求められている。

したがって、機能性の高い指導監督体制となるよう指導監督手法等の整備を検討して いただき、下記事項に留意の上、指導監督にあたっていただくようお願いする。

## (1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

各都道府県、指定都市及び中核市においては、個々の事案の状況を踏まえて「指導」 と「監査」を適切に組み合わせ、実情に応じた指導監督を実施していただくとともに、 管内市町村に対する周知をお願いする。

## (2) 指導監督業務の標準化に向けた取組み

#### ア 介護保険指導監督中堅職員研修及び市町村職員研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等の指摘がある中、 厚生労働省においては、指導監督業務の標準化に向けて指導監督に係る研修等を開催してきたところである。

なお、昨年度から実施した「介護保険指導監督等市町村職員研修」を本年度も開催する見込みであるため管内市町村等にも周知の上、積極的な参加の呼びかけをお願いする。

#### イ 処分程度の平準化に向けた検討について

指定取消等の行政処分の実施及び程度決定については、必要に応じて助言を行っているところである。

さらに、各自治体の円滑な指導監督業務に資するよう、行政処分の程度の平準化に向けた検証を実施した。本年度も引き続き検証しており、必要に応じてご協力を お願いすることとしているのでご了知願いたい。

#### (3) 不正事案等における厳正な対応

各自治体においては、不正等が疑われる事案を把握した場合には、関係部局とも協議の上、監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。

加えて、指定取消等の際には、利用者保護の観点から当該事業者に対して代替事業

者によるサービスの継続的利用が可能となるよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するようご留意願いたい。

### (4) 指導監督の実施における留意点について

## ア 重点的かつ効率的な実地指導

実地指導については、事業所の指定の更新期間中に少なくとも一回は実施することが望ましいが、限られた人的資源の制約の中で対応するために、指導の効率化も 検討されたい。

#### イ総合的な指導計画の策定

実地指導においては、年度ごとの重点指導事項の策定の検討のほか、各種指導の 手法選択等を検討し、それらを反映した総合的な指導計画の策定に努めていただき たい。

指導計画の策定にあたっては、集団指導の開催頻度の向上、対象事業者の拡大や 新規事業者限定の研修会の創設等の工夫に努められたい。また、実地指導の対象の 選定についても、新規事業者、各種住宅併設型の事業者や集団指導を欠席した事業 者等を優先的に対象として実施する等、実状を踏まえた実地指導となるような計画 策定をお願いする。

#### ウ 集団指導の実施

集団指導は、重要な情報伝達の場でもあることから、「実地指導や監査において指摘の多かった事項」「行政処分の原因となった不正の概要やその要因等」について分析を行い注意喚起を図るなど、内容や実施方法について工夫されたい。

#### エ 実地指導の実施及び介護サービス事業者の事務負担の軽減

実地指導を行うにあたっては、事業者側と共通認識を持つとともに、事業者の行動変容に資する指導にご留意いただくとともに、サービスの質の向上に向けた指導の方法についても工夫されたい。

さらに、事業者の理解不足等による不適切な運営を行う事業所や介護報酬請求が

長期に渡る事業所、また通報・苦情等のあった事業所に対しては、時期を逸せず適切かつ厳正な指導をお願いする。

なお、実地指導にあたっては、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用する等、事業者の事務負担軽減の観点も踏まえて継続的な見直しをお願いする。併せて、ICT(情報通信技術)を積極的に活用している事業者に配慮した実地指導の方法についても検討されたい。

## オ 非常災害対策計画の策定等に関する指導・助言について

実地指導等において、地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の 実施状況等に関し、確認いただくとともに、必要に応じた助言等をお願いする。併 せて、都道府県においては、管内市町村等に対する周知徹底を図られたい。

## カ 関係自治体等との監査・指導等における連携

同一の事業所に関し、指定権者と保険者が異なるケースや複数の自治体に事業所を抱えているケースにおいては、必要に応じて実地指導や監査を合同で実施し情報 共有を図るなど十分な連携を図られたい。

さらに、同一の事業者が運営する別の事業所や、介護サービス以外の保健福祉サービスにおいても不正等が疑われる場合には、医療、障害、生活保護等の関係部局や関係機関との連携、他の自治体への情報提供等についてもご配慮願いたい。

また、都道府県においては、管内市町村に対し、管内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるようご配慮願いたい。

# 3 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

事業者、法令遵守責任者及び各事業所等の管理者が法令等遵守の重要性について認識 を深め、自ら適切な体制を整備、不断の改善を図っていくため、各自治体においては、 業務管理体制に関する監督業務を通じて、事業者に対する適切な助言等をお願いする。

#### (1) 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導時等においては、制度の周知・

届出状況の確認、届出を励行する機会等ととらえていただき、届出受理業務に遺漏の ないようお願いする。

また、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度遅滞なく入力を行い、相違が生じないよう確認をお願いする。

## (2) 業務管理体制に関する確認検査について

## ア 一般検査

計画的に実施するようお願いするとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるような情報を提供する等の取り組みを検討されたい。

また、一般検査の実施方法については、書面による検査や事業所指導に付加した 一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査など、効率的な実施方法を検討された い。

## イ 特別検査

連座制の適用を判断するための不正行為への役員等の組織的関与の有無の確認に とどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても適 切に検証し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等効力停止処分の事案等についても積極的に実施し、事業者としての不正事案の再発防止策等適切な改善を求めていただきたい。

さらに、連座制の適用によりそれらの利用者が不利益を被ることのないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した事業運営を促していただきたい。

#### 4 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

### (1) 介護サービス事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

介護サービス事業所の指定等の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、聴聞等 の行政処分にかかる手続を行う前に、当室へ必ず情報提供をしていただくようお願い する。 また、都道府県においては、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所や新しい総合事業を実施する事業所への処分等に関する情報提供を都道府県経由で行っていただくこととしているので管内の市町村にも周知されたい。

なお、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに当室あて情報提供 をしていただくよう引き続きお願いする。

## (2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

指定権者と介護サービス事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合等においては、 厚生労働省、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供について十分ご配意願いたい。

## (3) 自治体における体制整備

サービスの質の確保・向上を図る観点からの適切な指導監督及び業務管理体制に関する監督業務が実施できるよう、人員配置や指定都道府県事務受託法人・指定市町村事務受託法人制度の活用を検討いただくなど、実施体制の整備に引き続きご配意願いたい。

## (4) その他

昨年度に引き続き、当室では、一部の一般市町村を含む自治体への事務ヒアリング を実施するとともに、事業者等との意見交換会などを行っている。